

N I C O プ レ ス 廣 告 掲 載 に 関 す る 取 扱 要 領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の機関紙「N I C O プ レ ス」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) N I C O プ レ ス 機構有料広告掲載に関する要綱（以下「広告掲載要綱」という。）第2条第1項第4号に掲げる機関誌「N I C O プ レ ス」のことをいう。
- (2) 広告 N I C O プ レ スの公告ページに掲載される文字または画像で表示された情報のことをいう。

(広告の規格、掲載料金、募集枠数等)

第3条 広告を掲載する媒体、規格、掲載期間、掲載料金、募集枠数、発行部数、主な配付先は、次の表に定めるとおりとする。

掲載媒体及び掲載頁	N I C O プ レ ス 裏表紙	N I C O プ レ ス P15
規格	A 4 判 1 面 (縦 257mm×横 210mm/枠) 4 色カラー	A 4 判 1/2 面 (縦 128mm×横 179mm/枠)、 4 色カラー (※1)
掲載期間	5 月 25 日号から 3 月 25 日号までの全 6 号：奇数月発行	
掲載料金 (税抜)	50,000 円/枠/号 ※税込 5・7・9 月 54,000 円/枠/号 11・1・3 月 55,000 円/枠/号	75,000 円/枠；全 6 号分 ※税込 81,750 円/枠；全 6 号分
募集枠数	1 枠/号 (計 6 枠)	2 枠 (1 枠を上限)
発行部数	4, 0 0 0 部/号	
主な配付先	N I C O クラブ会員企業 (約 1, 1 0 0 社)、 行政機関、商工団体等 約 2, 0 0 0 件	

※1 「裏表紙」と「裏表紙の裏面」の同一デザインによる掲載は不可とする。

※2 平成 31 年度発行予定

164 号 (5.25 発行予定 (以下同様))、165 号 (7.25)、166 号 (9.25)、
167 号 (11.25)、168 号 (1.25)、169 号 (3.25)

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、機構ホームページ等により公募することとし、募集期間は機構が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 NICOプレスへの広告掲載希望者は、NICOプレス広告掲載申請書(第1号様式)により、機構が定める期日までに持参又は郵送で申請しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 機構は、広告掲載要綱第4条及び第5条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。

2 機構は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、NICOプレス広告掲載申請結果通知書(第2号様式)により広告掲載希望者に通知することとする。

3 機構は、広告掲載希望者が、第3条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位の場合は、抽選により決定する。

ただし、機構は、必要に応じて広告掲載希望者間の調整を行うことができる。

(1) 新潟県内に事業所等が所在する産業支援機関(いずれも業務範囲が全県域に及ぶものに限る。)

(2) 新潟県内に事業所等が所在する産業支援機関(その業務範囲が前号に規定する以外のもの)

(3) 新潟県内に事業所等が所在する前2号に規定する以外の事業者であり、その業務内容が中小企業の経営に資するもの

(4) 新潟県内に事業所等が所在する事業者であり、前3号に規定する以外のもの

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告掲載者は、広告原稿の内容について事前に機構と協議の上、機構が指定する日までに、掲載する広告原稿を電子データにより機構に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容の変更)

第8条 広告掲載者は、広告掲載後に広告内容の変更が必要となった場合、速やかに機構に連絡の上、前条に基づき手続きを行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載者は、機構が指定する期日までに、所定の掲載料を機構に納付するものとする。

(広告掲載の取消)

第10条 機構は、次の各号に該当する場合は、広告掲載者への催告、その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
 - (3) その他、広告掲載が適切でないと機構が判断したとき
- (広告掲載の取り下げ)

第11条 広告掲載者は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載者は書面により機構あて申し出なければならない。
 - 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。
- (広告掲載者の責務)

第12条 広告掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、広告掲載に当たり、第三者の権利を侵害する行為、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。
- (疑義等の決定)

第13条 この要領に疑義があるとき、またはこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は平成31年3月5日から施行する。

(第1号様式)

NICO プレス広告掲載申請書

年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構
理事長 花角英世 様

申請者 _____ 印

NICO プレスの広告掲載について以下のとおり申請します。

申請者	所在地	〒
	会社名等	
	代表者名	
	ご担当者	
	連絡先	電話番号 FAX番号 Eメール
申請内容 【希望する広告媒体にチェック、必要事項を記載の上、広告内容を記載願います】	<input type="checkbox"/> NICO プレス裏表紙全面カラー 【料金】 50,000 円/枠・号 (税抜) ※税込 54,000 円 (8%) 55,000 円 (10%) 【掲載希望号】 <input type="checkbox"/> 164 号 (2019. 5. 25) <input type="checkbox"/> 165 号 (2019. 7. 25) <input type="checkbox"/> 166 号 (2019. 9. 25) <input type="checkbox"/> 167 号 (2019. 11. 25) <input type="checkbox"/> 168 号 (2020. 1. 25) <input type="checkbox"/> 169 号 (2020. 3. 25) ※希望する号にチェックを入れてください。	【広告内容】 (以下に掲載を予定している内容を記載してください。)
	<input type="checkbox"/> NICO プレス P15 1/2 面カラー 【料金】 75,000 円 (税抜) /枠(10号分) 税込 81,750 円 (年間) ※広告の配置はNICOで決定します。	【広告内容】 (以下に掲載を予定している内容を記載してください。)

(第2号様式)

NICO プレス広告掲載申請結果通知書

年 月 日

様

公益財団法人にいがた産業創造機構
理事長 花角英世

平成 年 月 日付で申請のあったNICOプレス広告掲載申請について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

(決定内容)